



第11号様式(第12条関係)

7 指令第 1・1 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 瀬戸市山の田町 4 3 番地の 3 0 3
氏 名 株式会社岩田清掃
代表取締役 金 森 知 実

令和 7 年 12 月 8 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第 7 条の 2 第 1 項 の規定により、次のとおり許可します。

令和 7 年 12 月 12 日

日進市長 近藤 裕貴



取扱一般廃棄物の種類	1. 事業系一般廃棄物（燃えるごみ） 2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 （以下食品リサイクル法という）第 2 条で定める食品廃棄物
業 務 区 域	1. 事業系一般廃棄物（燃えるごみ）：日進市内 2. 食品リサイクル法第 2 条で定める食品廃棄物の収集運搬及び荷降し： ・収集区域 日進市内 ・運搬地、荷降し場所 中部有機リサイクル㈱ 名古屋市守山区花咲台 2-1102 オオブユニティ㈱ 大府市横根町惣作 236-1
許 可 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
車 両 登 録 番 号	尾張小牧 800 か 2530、豊田 800 か 95 <u>尾張小牧 800 か 2845</u> 尾張小牧 800 あ 5222、尾張小牧 800 は 746 尾張小牧 800 あ 5965、尾張小牧 800 は 812 尾張小牧 800 は 991、尾張小牧 800 あ 2153（予備車両） 豊田 800 か 220（予備車両）
条 件	裏面、別紙のとおり

許可条件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び法律施行令並びに同施行規則を遵守すること。
2. 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則を厳守すること。
3. 日進市一般廃棄物収集運搬及び処理業許可基準要綱及び日進市一般廃棄物処理業許可事務取扱要領並びに日進市一般廃棄物処理許可業者遵守事項を遵守すること。
4. 貨物自動車運送事業法の許可を受けた車両で業務を行うこと。
5. 尾三衛生組合へ搬入するごみ（燃えるごみ）の分別を徹底すること。
6. 尾三衛生組合へ搬入するための収集袋は、透明又は白半透明とすること。
7. 許可車両にて収集運搬する場合は、車両前部と側面に許可車両の表示、助手席側ドア側面に運転手及び作業員の表示を行うこと。
8. 日進市内の事業所等施設には、事業所であることを示す表示を設置すること。
9. 業務の全部又は一部を廃止、または許可申請書及び添付書類に変更が生じたときは、業務廃止届又は変更届を速やかに提出すること。
10. 食品リサイクル法に定める食品廃棄物の収集運搬及び荷降ろしについては、別添運搬条件・遵守事項の内容を遵守すること
11. 上記1～10のうち、いずれかに違反したとき又は違反に類似した行為をしたときは、業務の許可を取り消すことがある。
12. その他
前各項にかかわらず法律等が改正されたとき、もしくは、市長が必要と認めたときは、許可の取り消し、条件変更、又は別に指示することがある。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に定める食品廃棄物の運搬条件・遵守事項

日進市で許可をうけた食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に定める食品廃棄物の収集運搬及び荷降ろしは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）、食品リサイクル法及び関係法令を遵守するとともに、その業務を自らの責任において適正に実施すること。

2. 事業の範囲について

事業を行う範囲は許可書に記載された内容に限定する。

3. 車両の基準について

- (1) 運搬車両については、食品リサイクル法第2条で定められた食品廃棄物の運搬に際し、食品廃棄物等の落下、飛散等を防止する機能を持つ車両を使用すること。
- (2) 許可業者が自ら運搬車両を所有していること。ただし、運搬車両の所有者との間で、許可期間中使用できる旨の契約を締結し、当該運搬車両を占有している場合も含む。
- (3) 当該運搬車両の両側面に業者名を判読できる表示があること。また収集運搬を行う際には、市が定める許可車両の表示及び運転者、作業員の表示を行うこと。
- (4) 許可業者は食品廃棄物の収集運搬及び積み降しを自ら営むこと。

4. 食品リサイクル法第10条第1項の登録を受けた事業者（以下「再生利用事業者」という。）への搬入にあたっての注意事項について

- (1) 再生利用事業者の指示及び指導に従うこと。
- (2) 市が許可した車両以外で搬入を行わないこと。
- (3) 食品廃棄物の分別を徹底し、食品循環資源に適さないものを搬入しないこと。

5. 許可申請事項の変更等について

業務の全部又は一部を廃止、または許可申請書及び添付書類に変更が生じたときは、業務廃止届又は変更届を、廃止日又は変更日から10日以内に提出すること。

6. 許可証について

- (1) 許可証を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (2) 許可証を紛失又はき損したときは、理由等を申し出て直ちに再交付を受けること。
- (3) 許可の期間が満了したとき、当該市で許可を取り消されたとき、業務を廃止したとき、又は業務の停止を市長に命ぜられたときは、直ちに、許可証を返還すること。

7. 安全作業、安全運転等について

- (1) 搬入車両の従業員には、その身分を証明する書類を携帯させること。
- (2) 搬入車両の運転に際しては、交通規則を遵守し、安全運転に努めること。